

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活

注意・警戒情報



小径、軽量なフライパンの 取扱いに注意!

相談事例1

家電量販店で購入したフライパンを使用したところ、コンロの五徳に乗せるとバランスが悪く取手側に倒れる状態だったため、使うことができなかった。

相談事例2

通信販売でフライパンの3点セットを購入した。3点のうち最も深さのあるフライパンで天ぷらを揚げようとしたところ、フライパンが軽すぎてコンロから落ちそうになった。



購入の際は、所有のガスコンロで使用できるか、使用目的に適しているかをよく確認しましょう。

- ◆ ガスコンロの調理油過熱防止装置が、鍋底を押し上げて、傾いたり、ガスコンロから落下したりするおそれがあります。また、調理油過熱防止装置が備わったガスコンロでは使用できない商品、調理油の下限量が決められている商品があります。
- ◆ 取扱説明書に『空の状態や内容物が少ない状態で使用すると傾いたり、五徳から落下する可能性があるため、取手を持ちながら使用する』といった記載のあるものがあります。使用する前に確認しましょう。
- ◆ 調理物を取り出す時や蓋を持ち上げる時など、重さのバランスが変化して傾いたり、落下したりすることもあるので気をつけましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

い ち ち
1 8 8

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら

あなたのお子さん・お孫さんは大丈夫？

令和4年4月1日から成年年齢引下げ！

成年年齢が18歳に引き下げられることで、
18歳・19歳の消費者トラブルの増加が予想されています。

新成人の保護者の方向けに啓発アニメーションを公開していますので、
若者に多いトラブル事例（タレント養成教室編・オンラインビジネス編）
をチェックしてください！



啓発アニメーション
「コレがまさかのアレでした。」

[今すぐ動画を見る](#)



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506